

## 重要なお知らせ

### 貸金庫ご利用のお客様へ

貸金庫の安全対策ならびにマネーロンダリング防止のため、以下についてご確認ください。

貸金庫に格納できる品は以下の範囲です。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ ①～③に掲げるものに準ずると認められるもの

なお、「現金」は上記の格納できる品には該当しません。



愛知県中央信用組合

2025.4.25 現在